

平成24年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成24年9月11日）

議事日程（第2号）	21
日程第1 一般質問	23
1. 今西久美子 議員	23
2. 田中修 議員	32
3. 上林昌三 議員	36
4. 垣内秋弘 議員	38
5. 安本修 議員	49
6. 原田周一 議員	54
7. 森田木一 議員	59
8. 森山高広 議員	67

平成24年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年9月11日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 今西久美子 議員
2. 田中修 議員
3. 上林昌三 議員
4. 垣内秋弘 議員
5. 安本修 議員
6. 原田周一 議員
7. 森田木一 議員
8. 森山高広 議員

1. 出席議員

議長	12番	西谷信夫	議員
副議長	1番	青山美義	議員
	2番	原田周一	議員
	3番	今西久美子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	上林昌三	議員
	6番	田中修	議員
	7番	弦川孝治	議員
	8番	森田木一	議員
	9番	森山高広	議員
	10番	垣内秋弘	議員
11番	下岡周之	議員	

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のと

おりである。

町	長	奥	田	光	治	君				
副	町	長	坊	嘉	宏	君				
教	育	長	西	出	維久雄	君				
総	務	課	山	下	康	之	君			
理事兼企画・財政課	財政課長	野	間	雅	彦	君				
企画・財政課	企画課長	馬	場	浩	君					
会	計	管	理	者	兼					
税	務	・	会	計	課	長				
大	江	輝	博	君						
戸	籍	・	保	険	課	長				
清	水	清	君							
福	祉	課	長	奥	谷	明	君			
健	康	長	寿	課	長	谷	村	富	啓	君
建設・環境課	建設課長	黒	川	剛	君					
建設・環境課	環境課長	三	好	茂	一	君				
産	業	振	興	課	長	木	元	保	男	君
上	下	水	道	課	長	野	田	泰	生	君
教	育	次	長	光	嶋	隆	君			
教	育	課	長	中	辻	正	君			

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	久	野	村	観	光	君
庶	務	係	長	廣	島	照	美	君	

---

開 会 午前10時00分

○議長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（西谷信夫） 日程第1、一般質問を行います。

なお、今議会の一般質問は、議会基本条例の制定を受け、試行的に通告件名1件ごとに対し、一問一答方式で、質疑3回までとすることとしております。

また、対面方式として、質問席を前列中央に設けておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、新聞社による写真撮影も許可しておりますので、御報告申し上げます。

それでは、通告順に質問を許します。3番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○3番（今西久美子） 皆さん、おはようございます。3番、今西久美子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

今回、3点ございます。一問一答方式ということで、1問ずつお聞きをしてみたいと思います。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

まず初めに、先日の京都南部豪雨につきましてお聞きをいたします。

先月の8月13日から14日にかけて降った豪雨は、宇治市や城陽市をはじめ我が宇治田原町にも甚大な被害をもたらしたところです。禅定寺地区では、土砂崩れにより民家が全壊、また多くの農地も被害を受け、さらには、くつわ池の堰堤が決壊、府道宇治木屋線、宇治川ラインにつきましては、いまだに通行どめが続いております。被災された皆さんには改めてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を望むものであります。

そこで、次の点についてお聞きをいたします。

1点目は、今回の京都南部豪雨による宇治田原町内の被害の状況につきましてお聞きをいたします。

2点目には、以下の箇所についての復旧の見通しについてお聞きをいたします。

まず、宇治木屋線から宇治に抜けます宇治川ラインについてであります。宇治木屋線、現在も通行どめとなっております、そのせいで立場線が非常に混雑しております。

通勤や買い物など住民生活に大きな影響を与えているところです。一日も早く安全を確認していただいた上で通行できるようにと願うわけですが、復旧の見通しはどうか、その点お聞きをいたします。

次に、くつわ池についてです。くつわ池・末山自然公園は40ヘクタールの敷地にキャンプ場やバンガロー、またテニスコートなどがあり、指定管理者である郷之口の生産森林組合によりまして散策路なども整備をしていただき、人気を集めております。また、自然公園は全国森林浴の森100選にも選定をされております。この池と申しますのは、この公園の中心的な施設でありまして、今回その一つが決壊をして無残にも池の底を露呈したままとなっています。ここまでは安全面でいいまでも大変危険でありますし、自然公園としての景観も台無しで、営業にも影響が及びます。町としてどのように復旧をしていこうとされているのか、その点お聞きをしたいと思います。

さらに、多くの農地も被害を受けてしまいました。今議会には復旧に係る費用等も補正をしていただいております。どのよう復旧を進めていかれるのかお聞きをしたいと思います。

以上で1問目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 町長。

○町長（奥田光治） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、本日平成24年第3回町議会定例会におけます一般質問ということで、公私ともに何かと御多用のところ御参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

今日は8名の議員各位から御質問をいただくこととなっております。

また、今回は一問一答形式の試行ということでもあります。御質問が大変多岐にわたっていますが、できるだけ確かつ簡潔に御答弁を申し上げたいと存じておりますので、どうか最後までよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの今西議員の御質問につきましては、各担当課長のほうから御答弁を申し上げます。

○議長（西谷信夫） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 皆さん、おはようございます。

今年の8月の13日夜から14日朝にかけての京都南部地域豪雨災害につきましては、宇治市を中心に大きな被害をもたらしたところであり、本町でも近年にない累加雨量235ミリを記録する大豪雨が発生いたしました。

本町の被害の状況について現在も調査中ではありますが、9月7日現在で公共土木施設関係で京都府管理施設も含め道路関係30件、河川関係6件、砂防関係で8件であり、産業振興施設関係で農地関係25件、農業施設関係10件、林道関係10件、その他1件、農作物等16件で106件発生しているところであります。また、住家においては、全壊1戸、床下浸水1戸、水道施設で1件発生しているところでございます。

現在、全力で復旧に向けて対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） おはようございます。

私のほうから宇治川ラインの復旧の見込みについて御答弁させていただきます。

宇治川ラインにつきましては、郷之口下町から天ヶ瀬ダムの間で土砂崩落等が9カ所で発生している状況でございます。現在はすべての地点で崩落土砂の撤去が完了しております。今後、安全対策工事を行った上で早期の開通を目指していくというふうに関き及んでいるところでございます。

○議長（西谷信夫） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） おはようございます。

それでは、私のほうから、くつわ池、農地関係についての復旧見通しについて御説明いたします。

農地農業用施設災害につきましては、再度現地調査を行い、測量設計を進め、計画ができた時点で受益者と十分協議を行い、10月に予定される国の災害査定を受けていく予定といたしております。

くつわ池につきましては、農業用ため池でないことから、ため池災害に該当しないため、現在、京都府と事業手法について協議を重ねているところでございます。

今後も、地元協議も重ね復旧を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 今西君。

○3番（今西久美子） 被害の状況を聞いておりますと、本当に大きな被害が出ているなあと改めて感じたところですが、宇治川ラインにつきましては本当にもう十二分に安全を確認していただくと、これはどうしても必要なことだとは思いますが、一日も早い復旧で通行できるようになることを京都府にも強く要望をしておきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思っております。

それから、くつわ池の復旧についてですけれども、今回、池の水が、先ほどの宇治木屋線ですね、ちょうどトンネルとトンネルの間ぐらいですかね、に落ちたということで、ガードレールも壊れておりましたけれども、このくつわ池の復旧は宇治木屋線の安全という面でもかかわってくるというふうに思うんですね。復旧に向けて府とも御協議をいただいているということですが、私、これまずは町がイニシアチブをとって、どのような形で復旧をするのか、費用は一体どれぐらいかかるのか、費用負担をどうするのか、そういうことを京都府さんや指定管理者である郷之口の生産森林組合とも相談をする中で、復旧計画をまず持っていただくということが大事だと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（西谷信夫） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） くつわ池の復旧計画につきましては、森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例に基づき設置した末山及びくつわ池自然公園であることから、町が中心となって京都府や郷之口生産森林組合と協議しているところでございます。

○議長（西谷信夫） 今西君。

○3番（今西久美子） わかりました。町が中心となって協議をいただいているということで、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

それと、くつわ池の上流部といいますか、隣には府民スポーツ広場みどりが丘というのがございます。総面積約9万6,000平方メートルという広大な敷地を有する運動広場ですけれども、貯水池がなく、こちらに降った雨もくつわ池のほうへ流れてくると、そういうことから今回のくつわ池の決壊の一つの要因ではないかと、このようにおっしゃる方もおられます。今後のこともありますので、その辺の検証をぜひ府にもしていただきたいと思うわけですが、その点はどうか。

○議長（西谷信夫） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） 昭和28年の南山城水害を上回ると言われているような豪雨により、決壊の要因はなかなか特定することは難しいと考えております。

京都府においても、現地調査をさせていただいており、今後の復旧対策を含め協議していきたいと考えているところでございます。

○議長（西谷信夫） 今西君。

○3番（今西久美子） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。農地も含め、一日も早い復旧に向けてよろしくお願いをしておきたいと思います。

それでは、大きな2問目の防災問題についてお聞きをしまいたいと思います。

先ほどの1点目とちょっと重なる部分もあるわけですが、1点目は避難についてお聞きをしたいと思います。

今回の豪雨被害では、宇治田原町においては的確な避難誘導をしていただいたということで、人的被害はございませんでした。関係者の皆さんには感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただ、先ほどの御答弁の中でもありましたけれども、累加雨量235ミリという大雨でございましたけれども、事前の避難準備情報や避難勧告についてはどのようにされたのか、その点お聞きしたいと思います。

また、今回のような早朝、夜中という条件のもとで避難勧告や避難指示が出された場合、特に災害時の要援護者が安全に避難できるのかどうか非常に重要だというふうに考えております。多くの地区で自主防災組織も立ち上げていただきまして、民生委員さんにも御苦勞をいただいて、災害時に支援の必要な要援護者の名簿なども整備していただきつつございますけれども、その取り組み状況についてお聞きをしたいと思います。

次に、孤立集落や避難者への対応についてお聞きをいたします。

今回、宇治市や大津市などでは土砂崩れなどで道路が寸断をされ、計5つの地区が孤立をしたという報道もございました。また、宇治市では孤立集落への救援物資のおにぎりで食中毒を起こすという事態が起きました。あつてはならない事態だというふうに思います。宇治田原町においても、孤立するおそれのある地区というのは複数存在いたします。今回の事態で教訓にすべきことは何でしょうか、その点どのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

3点目は、雨量計の増設についてお聞きをいたします。

この間、経験したことのないような大雨と、こういう表現で気象庁が発表をされておりますけれども、九州北部豪雨が記憶に新しいところです。狭い範囲への短時間の大雨は近年急増をしております。気象庁によりますと、時間雨量が80ミリを超えた回数というのは、1976年から86年までは年平均10.7回だったものが、99年から2010年は17回、11年は21回と、ほぼ倍近い回数を記録したということであります。先日の豪雨も大変局地的で、この宇治田原町内におきましても降水量にはかなりの差があったということを考えますと、雨量計の増設というのが必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西谷信夫） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） まず、今回の豪雨における避難についてでございますが、土砂



災害の危険性のある世帯に対し個別に自主避難を要請し、2地区9世帯17名に避難していただいたところでございます。避難勧告については、夜間でもあり、勧告によって比較的安全な住民まで暗闇の中を屋外へ出すという違う意味での危険性もあることから、見送ったところではございます。日ごろから豪雨等による危険箇所を把握する中で、自主防災組織等との連携を密にし、避難指示だけでなく住民みずから危険を察知し、みずから自主避難もしていただけるように、地元区また自主防災会とも連携し、訓練・啓発を行ってまいりたいと存じます。

また、在宅の災害時要援護者の安全確保や避難行動を直ちに手助けできるのは家族や近隣住民であることから、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、日ごろから担架や車いすを使用した防災訓練を各地区で、もう既に実施していただいているところはありますが、引き続き自主防災会とも連携しながら取り組んでまいりたいと存じます。

次に、孤立集落や避難者への対応についてであります。雨の降り方が変わり、孤立するおそれもあるかもわからない中で、万が一孤立になったときは、基本的には京都府への要請や防災ヘリの要請をしてまいりたいと存じます。現在、一時避難所には難燃毛布及び炊き出し用のコンロやなべを備蓄しております。今後、自主防災会とも協議しながら備蓄物資に努めてまいりたいと考えております。

次に、雨量計についてでございますが、町内には、京都府の雨量計が荒木地区と鷲峰山に2カ所、国土交通省の雨量計が奥山田地区宮村に1カ所、町が設置している雨量計が役場と宇治田原消防分署に2カ所、合計5カ所に設置しており、半径5キロメートルで町内をカバーしているところがございます。日ごろからそれぞれの雨量計と田原川水位、河川防災カメラの監視、隣接している市町の雨量を監視しながら、警戒に当たっているところがございます。今回のような局所的な豪雨について検証する中で、気象庁や京都府とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 今西君。

○3番（今西久美子） 避難についてですけれども、今回の豪雨に伴い避難勧告を出されたのは宇治市と大山崎町だけだったというふうに聞いております。宇治市では住民の皆さんから、勧告を出すのが遅過ぎたのではないかと、こういう声も上がっているというふうな報道もございました。

宇治田原町では地域が大変限定もされておりましたので、先ほども申しました関係者

の皆さんが避難誘導をしていただいて、避難勧告については見送ったと、こういう御答弁ではございましたけれども、今後、もし我が町で避難勧告や避難指示が必要な災害が発生した際に、この間のことを教訓にしないといけないと思うんですけれども、行政からの避難情報の伝達方法ですね、また先ほど御答弁にありましたけれども、住民がみずから避難を判断するということについては、やはり的確な情報が必要だというふうに思うんですね。それこそ大雨の中を歩いて避難するというのが逆に危険なわけで、それらの情報の入手方法についてはどのようにお考えでしょうか。

また、風水害に関する避難基準は、地域防災計画によりますと田原川の水位というふうになっております。先ほどの御答弁にもありましたけれども、荒木にあります雨量計というのが基準ということになっております。今回のような局地的な豪雨の場合は、田原川だけを見ていてもだめなわけですね。そういう意味では、田原川の水位が基準だということについては見直す必要があるのではないかと思うわけですが、どうでしょうか。

それと、災害時の要援護者については、近くに家族や親戚がいない場合などは、やはり近隣住民が手助けを行う必要があると、それは御答弁のとおりだというふうに思っております。ただ、自分の近所に、班の中に、どういう方がおられてどういう手助けが必要だということをそれぞれが自覚をしておくというか、そういう意味での班での話し合いといいますか、そういうことなども必要ではないかと、きめ細かな対応が必要ではないかというふうに思うわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（西谷信夫） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 御答弁申し上げます。

まず、避難についてでありますけれども、先ほど答弁いたしましたように、今回の豪雨は夜間でもありまして、勧告によって比較的安全な住民が暗やみの中を屋外へ出すという危険性もあったことから見送ったというところがございます。そういった中で、局部豪雨を踏まえまして、今後、自主防災会とも訓練等を通じ連携してまいりたいというふうに考えております。

また、伝達でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、住民の方々がみずから避難を判断していただく、こういうことが非常に重要ではないかといまして、情報の入手といましては、今、テレビあるいはラジオ等の天気予報のほかに、気象庁による雨雲の動きや、あるいはまた、京都府あるいは河川防災情報による町内の雨量や、それと先ほどもございましたけれども、田原川の水位がインターネットで確認していただけるようになってはおるところでございます。そういう中で、引き続きい

んな防災訓練等を実施していただく中で、住民の皆さんに情報伝達等についても周知を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

次に、避難者の対応でございますけれども、発災後、直ちに在宅の災害時要援護者の安全確認や、あるいは避難行動を手助けできるのは、先ほど申し上げましたように、家族ややっぱり近隣住民でございます。自主防災会が、地域ぐるみで迅速に安否確認や避難誘導、救助活動を行っていただけるように、しっかりと働きかけていきたいというように思うところでございます。

次に、雨量計の増設につきましては、先ほど答弁いたしましたけれども、今回のような局部的な豪雨状況について検証する中で検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 今西君。

○3番（今西久美子） テレビやインターネットというお話もございましたけれども、停電の際にはテレビ等々もつかないわけですし、そういう意味ではやはり町長がいつもおっしゃっている宇治田原力といたしますか、やっぱり地域の力、これを十二分に生かすような取り組みが私は必要ではないかなというふうに思っております。

また、防災訓練につきましては、町でもそうですけれども、それぞれの地区でも取り組んでいただいております。

今後、本当にあってはならないことやと思っておりますけれども、万が一のことを考えて、孤立した場合の対応や、また避難所での訓練というのも必要になってくるんじゃないかというふうに思うわけです。十分に備えをしていくことが本当に減災につながるというふうに思いますので、その点はぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、3点目の介護保険の福祉用具の購入費用、住宅改修費用の委任払いについてお聞きをいたします。

介護保険制度では、日常生活の便宜を図るための腰かけ便座や入浴補助用具、また簡易浴槽等の購入費補助や、また手すりの取り付け、段差解消、滑りの予防、扉の取りかえ、洋式便器への取りかえ等の住宅改修費用が支給をされることとなっております。これらは、住みなれた自宅で安全に過ごすためには欠かせないものであります。利用に当たっては、利用者が一たん購入費用もしくは改修費用の全額を負担した後、申請をすれば保険給付で費用の9割が支給をされると、償還払いということになっております。

私、個人的に思うわけですが、どうせ後から返ってくるなら、最初から1割負担で済

むように委任払いにできないものか、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（西谷信夫） 谷村健康長寿課長。

○健康長寿課長（谷村富啓） 介護保険についてお答えいたします。

福祉用具購入費や住宅改修費の支給については、在宅介護サービスの一環として、利用者の自宅を介護しやすい環境に整えるため、住環境の改善サービスを利用者に提供しているところです。

福祉用具では、ポータブルトイレやおふろの道具等を購入したときに10万円を限度額に、また住宅改修では、段差をなくしたり、手すりをつけて安全な住宅に改修したときに20万円を限度額に、それぞれ利用者が一たん購入費用を全額負担した後、申請により費用の9割が支給される償還払いとしています。

平成23年度の実績では、福祉用具購入費の支給が56件、住宅改修の支給が44件となっており、高齢者や介護認定者の増加に伴い、利用者も年々増加傾向にある状況です。

利用者が費用を一たん全額負担するにおいては、特に住宅改修では費用が高額となるため、一時的に負担リスクが高い状況になると思われれます。受領委任払いは、利用者がサービス提供事業者の費用の1割を支払い、残りの9割を本町からサービス提供事業者委任払いするもので、利用者の一時的な負担の軽減になる制度と考えますが、受領委任払いにおけるサービス提供事業者の登録の取り扱いや委任払い等、事業者やケアマネジャー等に係る事務の煩雑化が懸念されるところでございます。

このようなことから、利用者へのサービス向上を図る上で、利用の現状や制度の流れ等について、現状の事務を精査するとともに、他市町の事例等を踏まえて検討したいと考えています。

○議長（西谷信夫） 今西君。

○3番（今西久美子） 近隣の市町の事例も検討するという御答弁でしたけれども、例えば城陽市では、福祉用具の購入につきましても住宅改修につきましても、もう現に委任払いとされております。また京田辺市では、住宅改修だけですけども、委任払いとなっております。例えば京田辺市では、委任払いになってから利用がふえていると、こう担当者の方おっしゃっておいりました。やはり20万円という限度額ですけども、これだけの高額な費用を一たん支払わなければならないというのが負担になって利用できなかったということがあったんじゃないかなというふうな予想もされるわけです。

課題を幾つか挙げていただきましたけれども、現にやっている自治体もあるというこ

とで、宇治田原町もぜひ利用者の立場に立って前向きに御検討をいただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西谷信夫） これで、今西久美子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、6番、田中修君の一般質問を許します。田中君。

○6番（田中 修） 6番、田中修でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

さきの今西議員さんと非常によく似た質問になると思いますが、なるべく重複しないように質問するつもりでございますけれども、どうしても重複する部分があると思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

まず、くつわ池の堤体の復旧について質問をいたします。

先般、8月13日の夕刻から14日の未明にかけて京都府南部を襲いました集中豪雨により、宇治市をはじめとして宇治田原町にも大きな被害が発生いたしました。幸いにも本町では人的被害がなかったわけですが、禅定寺地域では、がけ崩れにより民家の全壊や土石流が民家に押し寄せるなど、大きな被害が発生いたしました。

また、郷之口地域では、くつわ池自然公園のくつわ池が決壊するという大変な被害が発生いたしました。公園内には、上の池、下の池の2つの池がありますが、下の池が堤体の中ほどから決壊し、見るも無残な姿になってしまいました。

ここで、決壊いたしましたくつわ池についてですが、記録では1850年ごろ、約160年前の嘉永時代につくられたようで、近年まで郷之口地域の農業かんがい用の池として利用されてきました歴史のある池で、現在は、くつわ池自然公園のシンボルとして、また釣り池として活用されております。このくつわ池自然公園は、本町の森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例にのっとりまして整備されてきた公園で、全国森林浴の森100選にも選ばれている自然公園であります。

健康レクリエーションの場として町内外からの利用者も多く、テニスコートやバンガロー、キャンプ場、釣り池、森林浴コース等の散策路も整備され、また池周辺は東海自然歩道にもなっている場所でもありますので、くつわ池の堤体の復旧は一日も早く行う必要があると考えます。

今回の豪雨で池が決壊いたしました。その原因については詳しく検証しなければなりません。想定外の豪雨がくつわ池周辺を襲ったことには間違いがないわけでありませぬ。私は災害発生当日現地を見に行きましたが、この付近の地形上、久御山町の飛び地であります三郷山付近からの雨水もくつわ池に流入するようになっており、流入水量の計算は当然なされていたと思いますが、今回は池の周辺に降った雨水も相当な量が流入

したと思われ、それに加え、上流からの雨水が鉄砲水となり、くつわ池に襲ってきたことも大きな要因であると考えます。また、池の上に設けられております沈砂池も土砂が堆積し草等が茂った状況となっており、十分な機能を果たさなかったのではないかと思うわけであります。

一方、決壊いたしましたくつわ池の下には、府道宇治木屋線が通過しており、災害発生当日、この道路には一切の土砂の堆積はなく、完全に水で洗い流されており、一気に池の堤体が決壊し、すべての池の水が堤体の土砂とともに田原川まで流れ落ちたものと思われまます。それほど強い鉄砲水が発生したわけであります。

くつわ池自然公園は、先ほども申し上げましたが、全国森林浴の森100選にも選ばれておりまして、全国に誇れる公園であります。また、池の堤体は林道としての利用や緊急車両の進入路でもあり、また、流入水の遊水池の役目も果たしており、下のほうには府道も通過していることから、防災面におきましても早急な復旧が望まれるところであります。

決壊したくつわ池の復旧には多額の費用が必要になってくるわけですが、郷之口生産森林組合単独での復旧は到底困難であると思われまます。京都府をはじめ宇治田原町の支援が不可欠になるわけでございますが、くつわ池の堤体復旧につきまして町としての考え方をお尋ねいたします。

○議長（西谷信夫） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） くつわ池の堤体の復旧についての御質問にお答えをいたします。

くつわ池新池（下の池）は、昭和56年に農業用ため池を廃池とされ、以降、森林総合利用施設の末山・くつわ池自然公園のシンボルとして、親水公園として親しんでいただいているところでございます。

御承知のとおり、末山・くつわ池自然公園につきましては、地元郷之口生産森林組合から要望を受けまして、宇治田原町が事業主体となり、林業構造改善事業等の制度を活用し、自然公園として施設整備を進めてきたところであり、森林浴の森日本100選に選定された公園でもあり、町内外から多くの方に来ていただいている施設でございます。町として観光面においても大変重要な施設と認識しております。

管理については、森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例に基づきまして、郷之口生産森林組合と管理協定を締結し、適切な公園管理をしていただいているところでございます。

今後、事業手法の検討や復旧工法の検討に当たりましては、京都府とも協議を行っているところであり、郷之口生産森林組合とも十分調整しながら進めていきたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 田中修君。

○6番（田中 修） 堤体の復旧につきましては産業課のほうで京都府と協議を進めていただいておりますけれども、この場所は下に府道宇治木屋線が通過しております。遊水池としての機能も果たしている池の堤体が決壊したことで、府道の安全についても大きく影響してまいります。現在も通行どめとなっております府道の安全対策についても早急に関係機関で協議をして対策を講じなければならないと考えますが、治山対策についてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（西谷信夫） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） それでは、2回目の御質問にお答えいたします。

府道の安全対策としての治山対策などが必要かにつきましては、道路管理者である京都府で判断されるものでありますが、被災後、京都府におきまして現地を踏査され、くつわ池下流部の府道までの間につきましては、特段異常がなかったように聞いているところでございます。

○議長（西谷信夫） 田中修君。

○6番（田中 修） くつわ池から下流については異常がないということで、特に治山対策については問題がないとのことではありますが、やはりこの池が、この周辺の地形上、遊水池また調整池の役目も大きく果たしているわけで、下流の安全対策におきましても池の堤体の復旧が急がれると思います。京都府のほうでは、9月補正で豪雨災害関連に24億円の補正予算を計上されまして、災害復旧に力を入れていただいております。京都府とあらゆる角度から十分に協議を詰めていただきまして、一日も早い復旧を願って、この件の質問を終わります。

続きまして、雨量計の設置について質問をいたします。くつわ池の決壊にも関連いたしますが、本町に設置されている雨量計による雨量情報の把握についてもお尋ねいたします。

近年は地球温暖化の影響などによりまして雨の降り方が狭い地域で、しかも時間雨量が50ミリとか100ミリというとんでもない降り方が発生いたしております。本町では、今年の7月28日にもNHKニュースの全国版で放送されましたが、荒木の雨量計では時間雨量99ミリの猛烈な雨が観測されました。このときは幸いにして大きな被害

はなかったわけですが、ことしは、先ほど申し上げましたように、8月13日から14日にかけての豪雨によりまして、荒木の雨量計では13日夜の9時ごろから断続的に時間雨量が変化しながら、14日朝の7時まで、約10時間で累加雨量が222ミリを記録いたしております。

また、奥山田の宮村に設置されております雨量計では、荒木と同じ朝7時までの時間帯で累加雨量が141ミリを記録しており、同じ宇治田原町内におきましても場所により大きく雨量が変わるということでありまして、大きな被害が発生したくつわ池周辺や禅定寺地域におきましては、荒木で観測した以上に短時間に集中した豪雨が降ったのではないかと考えられます。

宇治田原町地域防災計画の指針に沿って考えたときに、きめの細かい雨量観測が早期避難や迅速な防災対策に生かされるものと考えます。

現在、本町の雨量の情報は京都府の河川防災情報で瞬時に見ることはできますが、町内観測点は荒木と奥山田の宮村の2カ所にしかありません。和束町にあります鷲峰山の雨量計とともに近隣市町村に設置されている雨量計の情報も大いに参考にしていくことも大事でありまして、住民の安全をいち早く確保するために、本町独自の雨量計を各区ごとにとは言いませんが、町内全域にバランスよく、特に宇治田原町防災マップに示されております土砂災害特別警戒区域の上流付近等に設置することができないものかと考えます。

ますますふえ続けると思われるゲリラ的集中豪雨に対処していくため、町として今後安心・安全についてどのようなお考えをお持ちかお尋ねをいたします。

○議長（西谷信夫） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 雨量計の設置についてでございますけれども、先ほど答弁いたしましたけれども、町内には京都府の雨量計が荒木地区と鷲峰山に2カ所、国土交通省の雨量計が奥山田地区の宮村に1カ所、そして町が設置いたしております雨量計が役場と宇治田原消防分署に2カ所、合計5カ所設置しておりまして、いずれも半径5キロメートルで町内をカバーしているところでございます。日ごろからそれぞれの雨量計と田原川水位、河川防災カメラの監視、それと隣接しております市町の雨量を監視しながら、警戒に当たっているところでございます。今回のような局所的な豪雨状況を検証する中で、気象庁や京都府とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（西谷信夫） 田中君。



○6番（田中 修） ただいまの答弁で、雨量計の設置は、地域防災計画の見直しを図りまして、今後必要な箇所については京都府や気象庁にも相談しながら検討していくとのことですが、私は平成23年の12月議会での一般質問でため池の安全対策について質問をいたしましたけれども、24年度予算で専門家による高度なため池診断事業に200万円の予算を計上していただきまして、本年度は、平の谷池、滝の上池、本の谷の池の3カ所の診断予定をしていただいております。

しかし、この8月13日・14日のくつわ池が決壊するような豪雨が、貯水量の大きなため池が多い南地域に降っていたらと思いますと、非常に心配をするわけであります。南地区のため池群から荒木の雨量観測地や鷲峰山観測地まで直線で約4キロメートルから5キロメートルの距離があります。

近年の豪雨は、狭い地域にゲリラ的に時間雨量が100ミリというような降り方をいたします。より細かい雨量監視体制が必要になるわけで、大峰山系と南の池群付近に雨量計の設置が望まれるわけであります。設置費用は高くつくと思いますが、住民の安心・安全のため、ぜひ推し進めていただきたいと思います。これについての答弁は結構でございます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（西谷信夫） これで、田中修君の一般質問を終わります。

引き続きまして、5番、上林昌三君の一般質問を許します。上林君。

○5番（上林昌三） 通告によりまして、5番、上林昌三がお尋ねいたします。

皆様御承知のとおり、本年4月、本町にとって長年の悲願でありました新名神高速道路、大津城陽間の凍結が解除され、着工命令が国交省より発表されましたが、現在においては、リーマンショック、そして歴史的円高による企業の収益が著しく落ち込んでいることも事実であります。そのことによって町の税収も以前とは低下していると聞いていますが、高速道路の明るいニュースを契機に地域経済の活性化と雇用確保を図るため、宇治田原工業団地及び新市街地への企業、すなわち工場誘致活動を一層精力的に推し進めるべきと思います。今後の行政のお考えを尋ねます。

以上、1回目の質問とします。

○議長（西谷信夫） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） それでは、上林議員の本町の企業誘致における今後の考え方についてお答えをいたします。

本町の企業誘致の経過につきましては、宇治田原工業団地第1期・第2期で69区画

で55社が、また、緑苑坂テクノパークで8区画で4社が現在操業されており、販売区画はすべて完売しているところでございます。

新市街地への企業誘致対策につきましては、京都府ものづくり産業等集積促進地域指定を受けて、京都府の優遇措置等も紹介し、町独自の施策として、企業立地促進条例に基づき固定資産税の助成制度を設けて、立地促進に努めているところでございます。

企業誘致促進対策としてネックとなる周辺環境整備につきましては、本年4月に凍結解除となった新名神高速道路着工にあわせ、山手線をはじめ国、府道のインフラ整備とあわせ産業立地を促進する環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 上林君。

○5番（上林昌三） 2回目の質問を2点させていただきます。

まず、日ごろから工業団地管理組合とはどのようにかかわっておられるのか。

2点目が、これまで企業誘致による税収額について、過去のピーク時と現在との比較はどのようなのか。

その2点でございます。

地域は永続するのであって、その地域を豊かにし、次の世代に引き継いでいくことが私たちに課せられた最大の課題でございます。今後の税収増を考えると、高速道路建設と並行して山手線の延伸がより早く促進されることを希望しまして、2回目の質問を終わります。

○議長（西谷信夫） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） それでは、2回目の御質問でございますが、まず、行政と工業団地管理組合とのかわりでございますが、管理組合はいわゆる自治会、町内会的な存在として、工業団地に進出していただいている企業が集結組織され、団地内の維持管理や環境整備に努めていただいているところであり、また、企業間のコミュニケーションや情報交換の場として大変重要な役割をさせていただいております。なお、交通渋滞等の対策につきましても、独自で活動もさせていただいております。町といたしましては、理事長様を中心に大変お世話になっており、工業団地内の地元雇用対策や空洞化を防ぐための企業立地情報などについて連絡調整を密にしているところでございます。

次に、企業誘致により本町税収に大きな要因となっております法人町民税につきましては、世界同時不況を発端として企業活動が大変冷え込んでいるため、決算数値で見ますと、ピーク時の平成9年度約3億3,000万円から23年度におきましては約半減している状況にあります。ついては、本町の自主財源確保対策として、新市街地をはじ

めとした企業誘致に全力で取り組む必要がございます。

以上でございます。

○5番（上林昌三） ありがとうございます。

僕の質問を終わります。

○議長（西谷信夫） これで、上林昌三君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時15分から会議を再開いたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時15分

○議長（西谷信夫） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○10番（垣内秋弘） 通告に従いまして、10番、垣内秋弘が質問いたします。

3件ございますが、まず、1件目は防災対策について伺います。

先般内閣府が発表した南海トラフ地震が発生した場合、内陸部を含めて30都府県に及び、最大死者32万人に達するという想像もつかないような災害想定をされました。近い将来起こり得るであろう東海、東南海、南海の3連動を一つにまとめたような超巨大な地震の発生確率は当面低いとされますが、発生時は大変な状況に置かれます。大半の犠牲者は津波によるものとされますが、京都府においても最大被害を想定した場合、800人から900人の死者、7万棟が全壊するとされております。過去からの防災に対するさまざまなシミュレーションも根本から見直し、最悪の状態に備えることが重要であります。

本町においても災害防止を図るため自主防災訓練の実施をはじめ、災害防止への取り組み等実施は行っていただいておりますが、ハードルが高くなるにしたがって、それだけの準備も必要になってくるわけでありまして。耐震対策の強化、孤立地域を考えた備蓄物資の確保、災害状況に応じた避難ルートの確保、情報伝達の確立、独居高齢者・災害弱者のフォロー等々、災害防止に対する課題は山積しておりますが、今後、災害防止策を着実にグレードアップしていく必要があると思っておりますが、お考えを伺います。

一方、8月14日の京都南部、とりわけ宇治市周辺を中心にしたゲリラ豪雨は本町にも大きな被害をもたらしました。今から59年前の同時期においても南山城大水害が発生し、多くの犠牲者も出ました。それ以降においては、防災面、環境面においても何かにつけ改善され向上はしていますが、想定外の降雨が発生することにより予期せぬ被害をもたらすことがあります。今回も集中豪雨により各所で被害をもたらしました。中

でも、想定もしない、先ほどからお話が出ていますように、くつわ池の堤防が決壊して大きな被害が発生しました。たまたま下流においては人家もなく、被害も最小限に食いとめることができましたが、町内の農業用ため池は下流に人家があるところがほとんどでありますし、今回のくつわ池の姿を見たとき、昭和28年当時、多くの池の決壊により被害を大きくしたことが目に映ります。

本町において、ため池は60カ所と認識いたしておりますが、A、B、C、おのおのの危険度に応じてランクづけもされております。その中でも大半が昔から存在する池で、土盛りをしてつくり上げたような池が多く、どれだけの水量、圧力に耐えられるのかわかりません。A、B、Cランクごとに毎年、3年おき、6年おきと点検調査をされていきますが、点検調査時期に問題が発生しているようなところはないのか、また今回のくつわ池において事前にどのような評価をされていたのか。おのおの池においても耐用年数があると思います。将来永遠に安全というわけにはいきませんし、施設の老朽化も進んできます。一層シビアな点検調査の実施と対策管理の強化、管理者との連携、情報交換が求められると思いますが、今後具体的にどのような対応をされるのかお伺いいたします。

以上、防災関係の1点目といたします。

○議長（西谷信夫） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 今夏の京都南部集中豪雨や先日公表された南海トラフの巨大地震による被害想定を踏まえ、本町の防災対策の強化は重要な課題と考えております。

災害発生時の対応として一時避難場所や避難所へ備蓄物資を配備しておりますが、各家庭における備蓄は非常に重要であり、必要な備蓄品等については、今後とも各地区の自主防災会訓練の場で周知してまいりたいと考えております。

災害状況に応じた避難ルートの確保につきましては、要援護者の避難誘導とあわせて検討していきたいと考えています。

情報伝達の確立につきましては、現在の地域防災計画の中で、災害時の避難準備情報等の伝達手段について、広報車の巡回、消防団による警鐘やサイレンの吹鳴、戸別巡回、また区や自主防災会、交番所パトカーでも戸別巡回を行うほか、テレビやラジオによる緊急警報放送などにより、住民の皆さんへお知らせすることとしております。

現在、このほかにも安心・安全メールや緊急速報メールの配信があり、携帯電話にお知らせすることが可能となっております。

集中豪雨・複合災害対策をはじめ、備蓄物資の整備等について、京都府、また消防署、

警察署、京都地方気象台等の関係機関や地元区、自主防災会等とも連携を図りながら、宇治市の孤立集落を教訓にして、今後、地域防災計画の見直しとともに検討してまいりたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） ため池調査と具体的対応についてでございますが、本町ため池台帳で管理している60カ所について、京都府とともに、Aランクは毎年、Bランクは3年、Cランクは6年ごとに現地調査を行いまして、診断結果についてため池管理者に通知しており、改修が必要なところについては、災害の未然防止のため、ため池管理者と現地立ち会いを行い、必要な対策を講じていただいております。

そのような中、近年、ゲリラ豪雨が全国各地で発生していることにかんがみ、本年度からため池安全診断事業に着手することとしています。平成24年度では、ため池診断A及びBで、かつ貯水量の大きい南地区の3カ所について機能調査を実施いたします。

今回の調査事業結果を受け、速やかにため池管理者と協議を行い、防災工事が必要なため池につきましては、対策を講じてまいります。

なお、くつわ池新池につきましては、農業用利水がないことから、農業用ため池の点検調査から外れておりますが、郷之口生産森林組合が堤体の草刈りなどを行い、適切に管理されてきており、特に異常は認められなかったところでございます。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたします。

地震災害は時間帯によりまして被害の状況に大きく影響をしております。特に冬場の夕刻時等の時間帯には火を多く使いますし、条件的にも状況が悪化するとともに、火災により被害を拡大することになります。

昨年5月末までを期限に取りつけを義務づけられていました火災警報器の取り付け状況について、本年6月現在、全国平均で77.5%と前年比で15%アップいたしております。京都府は全国平均より10%高い87.7%となっており、着実に向上しているものの、全戸取り付けまでには至っておりません。本町の現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

全戸取り付けに限りなく努力し、より一層安全性を高めることが急務になっております。住民の防災意識を喚起することも必要です。今後100%に向けどのような取り組みを行っていくのか伺います。

一方、各区において自主防災組織も確立され、定期的な訓練も着実に定着いたしました

て、防災意識の高揚にもつながっております。現状では貴重な体験と大きな成果も出ているというふうに判断いたします。今後は、より一層有事の際の現実的でケース・バイ・ケースに応じた訓練も必要になってくるというふうに思います。言いかえますと、例えば想定外の災害を想定した訓練のあり方も今後の課題として検討願いたいと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西谷信夫） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 火災報知機につきましては、昨年5月末で設置が義務化されましたが、本町では去年の設置率64.9%から平成24年6月時点で70.3%、8.3%向上しております。日ごろから自主防災会が開催される防災訓練の場などの機会を活用させていただきまして、啓発しているところでございます。

今後も引き続き宇治田原消防分署、消防団・自治会、自主防災会とも連携を図りながら、積極的に普及・啓発に取り組んでまいりたいと存じます。

また、今後の訓練の内容についても、今回の局部的豪雨を教訓といたしまして、さまざまな訓練が展開できるように関係機関とも連携しながら検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） それでは、3回目の質問をいたします。

先ほどお話しいたしました今回のくつわ池を例に挙げますと、ため池に魚が入っていたわけでありますが、特にコイ等は浅瀬の土手際をつついて土手及び堤防がえぐれるケースが往々にしてございます。私の地元でもそのようなケースがございまして。強度的に堤防を弱くしているところが見受けられます。これはくつわ池に限らず、どのため池でもそのようなことが言えると思います。今後管理面においても要注意だと思われまます。ある程度管理面でも見直しを行い、規制することも必要ではないかと思うわけがあります。

また、ため池とあわせて豪雨時における河川の決壊等が懸念されます。河川の管理は京都府との連携も必要ですが、このような機会に総点検も必要と考えますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西谷信夫） 木元産業振興課長。

○産業振興課長（木元保男） ため池管理についてでございますが、御指摘のコイなどが浅瀬の土手や堤防を荒らすのではとの件はよく言われているところではございますが、

ため池の維持管理指針等においては、魚を考慮した対策の必要性は特に問われておりません。なお、くつわ池新池の構造を見ますと、堤体内部を石積みにより波などの浸食防止対策も講じられているということから、決壊していない部分を見ましてもオーバーハングなどの影響は出ていないと考えているところでございます。

また、河川の管理強化につきましても、京都府と連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） ただいま答弁の中で、河川の管理強化については京都府と連携を密に取り組んでいきたいという答弁がございました。今、豪雨時において河川の決壊で非常に多く発生しているのが浸透崩壊ということでは言われております。水がしゅんで、この前の宇治の決壊でも、水が引きかけたときに決壊しているという状況で、この浸透崩壊が非常に全国的にも多くなっているということですので、このような決壊を防止するために、日常点検と早期対策が必要になってくるというふうに思います。

また、構造面においても、以前はクリアしていても現状とマッチしないところも出てきております。例えば河川の水位と取水口との位置関係において、河川に取水口のところをとめとめするために丸太を1段、2段、3段かまして取水しているのが現状であります。大雨が出たときは、その分、とめとめしておりますから、水位が上がるわけがあります。土手の堤防をオーバーフローするケースも過去にも何回かあったというふうに記憶しておりますが、これは非常に特異な例でありまして、担当のほうには別途確認をお願いしたいわけではありますが、いずれにしても、構造的な面も含めて、この機会に総点検をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、2件目の学校教育におけるいじめ問題について質問いたします。

学校教育におけるいじめ問題については、今、全国の小・中学校でいじめ問題が発生しているケースはほぼ100%、表には余り出ていないんですが、ほぼ100%、何らかの形で発生していると言われております。

また、アンケート結果では、いじめはよくないと思っている児童・生徒は90%強に達しておると、いじめはよくないことだとわかりつつも、なかなか減少しないわけであります。

先般、大津のいじめ問題で全国に波紋を投げかけ、改めていじめに対する問題意識が見直されるようになりました。今回のケースは単なるいじめだけでなく、事件に発展しかねないほど根深い問題も根底には潜んでいるようであります。最悪の事態が発生しな

いうちに対策を打つべきであります。

一般的に悩みを持っている児童・生徒は、日ごろから相談できる人が欲しいと思っております。学校へ行くことが消極的になり、気が進まない、家にひきこもりがちで学校へ行こうと思うと体調が悪くなる。学校に毎日通えてはいるが、楽しくない。昼間は寝ていて、夜中にパソコンやゲームをしている。外に出ることが不安になる。このような現象はいじめから発生するストレスが蓄積して不登校になりがちになると、このように今言われているわけであります。

逆に、過激ないじめの例では、たばこの火を腕に押しつけて「根性焼き」と称してやけどをさせたとか、あるいはまた自殺の練習をさせられた、集団で順番に暴行を受けた等々の過激な例も発生いたしております。また、パソコン、携帯電話を使用するの誹謗中傷をしたりするいじめ数も圧倒的に増加しております。

このように一口にいじめといっても多岐にわたっていますが、このようなことを発生させないためにも学校が一番安心・安全というイメージと実績をつくることが重要であります。

大津市をはじめ全国で発生している自殺をはじめ、事件に発展するいじめ問題を踏まえて、本町の小・中学校の実態調査の実施結果と現状、教育委員会の判断をお伺いいたします。

○議長（西谷信夫） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 今回の大津市での事件においても、加害者ではないかとされる生徒は「ふざけ合っていた」との主張をし、いじめではないとの認識を示しています。いじめの事案が発生した場合には、「ふざけ合う」と「いじめ」であることとの判断の境目が難しく、一方が「冗談、ふざけ」として認識しても、もう一方がそうでないと認識すれば、「いじめ」になることは御承知のとおりかと思っております。

学校内において、ふざけ合いやささいなけんかなどは日常的に起こり得る事象であり、ある意味でコミュニケーションの一つであるとも言えますが、こうした事象がエスカレートしたり頻発したりするようになれば注意が必要であると考えております。

そうした事象に対しましては、各学校における状況や背景が異なりますことから、画一的にマニュアル化するのではなく、個別の事案に対してきめ細かに対応するように心がけ指導に当たっており、最も重要となる常日ごろからの子供たちの動向に注意し、何らかの異変を感じ取った際にはいち早く行動することとして、学校長とも十分連携しながら取り組んでいるところであります。



今回の件を受けて特別に実態調査を行ってはいませんが、各学校における状況につきましては、毎月現況報告させる中で実態把握に努めているところであります。

今年度に入り、小学校においていじめであると判断される事案が1件報告されましたが、学校側の迅速かつ適切な行動によりまして、初期段階で問題事象の対応を図ることができました。今後も道德の時間を活用するなどし、人権の問題や命の大切さなどについて教育するよう指導してまいりたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） それでは、いじめ問題の2回目の質問をいたします。

いじめはその規模にかかわらず、いつ、どこでも、また、だれでもが起こり得る問題であります。いじめは早期発見、早期対応が大変重要であります。教師が日々忙しい毎日の繰り返しであれば、児童・生徒が発するちょっとした危険信号を見逃してしまうケースがありますが、小さな異変でもキャッチできる洞察力も訓練する必要もありますし、気配り、目配りすることも大変重要であります。また、ある程度情報が入っていても水平展開できず、悩んでしまう時間だけが経過し対応おくれのケースもあると思います。

過去の中で比較的大きく取り上げているケースは、保護者から学校及び教育委員会にいじめ情報は連絡されていても、的確な対応策が打たれていない場合が往々にしてありますが、そこには大きな隠ぺい工作が発生していますし、最終的には責任のなすり合いのようなことで終わっているケースも多々あります。本当に本気で解決しようとする強い意志と責任で真っ向から取り組む体質が求められますが、全国すべての学校で発生していると言っても過言でないほどいじめ問題が頻発している中、本町小・中学校でも例外ではありません。

そこで、今、身近な小さい例でございますが、一例を申し上げますと、通学途中にいじめらしき行動があったので保護者の方が学校へ行き、担任の先生に問題提起をしたときに、最初は真摯に、別の話といいますか世間話で聞いていただいていたようですが、いざ具体的ないじめ問題に触れると、担当外の受けとめで当事者意識に欠け、態度が一変して変わったというふうに向っております。

いじめられている児童は学校に行くのも嫌だとまで言っていたと聞きます。一保護者にしてみれば深刻な問題であります。問題の大小にかかわらず教師間で水平展開して問題解決を図ることが大切ですし、ガラス張りの体制づくりと風通しのよい風土をつくることが重要であります。事が大きくなる前に、おのおのの立場、持ち場で最大限の努力をお願いしたいと思うわけであります。

あわせて、問題の解決にいろんな手法を使いながら、ケース・バイ・ケースで対応を願うために、先生方への定期的な研修会及び事例発表会等ぜひ実施していただきたいと思いますが、お考えを伺います。

そして、学校、保護者、教育委員会、おのおのの立場での取り組みが必要と考えます。非行との絡み等々の現状の認識も踏まえて分析しながら、今後どのような取り組みをしていくのか、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西谷信夫） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 垣内議員の2回目の質問に御答弁いたします。

まず初めに、昨年10月、大津市のマンションからいじめを苦しめて自殺した中学2年生の男子生徒の御冥福をお祈りいたしますとともに、二度とこのようなことが起きないことを心から願っております。

さて、いじめは昭和61年に東京都の中野区の中学2年生の男子生徒がいじめによる自殺を図ったことが社会問題化して以来、平成18年に北海道の滝川市の小学6年女児の自殺、福岡県筑前町で中学2年男子の自殺が発生いたしております。事件後、教育委員会の対応のまずさも指摘され、文科省はいじめの定義を変えまして、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」に変えました。平成22年度では、全国すべての国立・公立・私立の小・中・高・特別支援学校において発生したいじめの件数は7万7,630件を数えております。最近では、議員御指摘のようにネットによるいじめがふえ、学校の教師が気づきにくいケースもあり、対応が大変難しくなっております。

いじめ対策の基本として、議員御指摘のとおり、「いじめゼロ」より「いじめは起こり得る」という認識をすべての教師が持つことが重要であると考えております。いじめの対処に当たりましては、いじめられている児童・生徒を徹底して守るという基本姿勢が大切であると考えております。

教育委員会といたしましては、いじめの防止のため、まず第1に、教師の気づく力を高める研修を行いたいというふうに考えております。教師が児童・生徒のいじめが見えないのでは保護者の信頼を失うと認識いたしております。

第2番目に、学校全体がいじめそのものを許さないという雰囲気づくりを児童会・生徒会・保護者が一体となって進めることがいじめの防止につながると考えております。

第3番目には、日ごろから学級活動あるいは道徳の時間を活用して、規範意識あるいは人権意識を育てることがいじめの防止の一番のベースになると考えております。

第4番目に、児童・生徒が学校内でもはやいじめの段階を越えている、いわゆる暴力行為を受けたときには、警察、児童相談所など関係機関と迅速に連携し、毅然とした対応を図ることが肝要であると考えております。

さて、議員御指摘の小学校における登校時のいじめの件であります。保護者からの相談に対しまして当該校教員の対応が当事者意識に欠けていたのではないかという御指摘につきましては、教育委員会として早速調査をいたしました。その結果、登校班の中で歩く速さが遅い低学年の児童が上級生から速く歩けということで少し嫌がらせを受けていたということが判明いたしました。学校に対しまして具体的な指導を行うよう指導主事から指示をしたところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど4つのいじめの防止対策を述べさせていただきましたけれども、第1番目の教師のいじめに気づく力を高め迅速な対応をすることが一番重要だと再認識したところでございます。

また、町立中学校では幸い1学期には深刻ないじめは発生しておりませんが、過日開催いたしました本町の教育委員会では、今回のいじめ問題を重く受けとめ、いじめの防止と発生した場合の迅速な対応について研修を深めました。いじめを許さない雰囲気をも町全体に広めるとともに、学校及び教育委員会が毅然とした態度で臨んでまいりたいと考えております。

議員御提案のいじめに係る定期的な研修会、報告会、アンケート調査の実施等につきましては、教育委員会としていじめの防止に極めて有効と考えておりますので、学校現場と緊密に連携をとり、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） それでは、意見をちょっと言わせていただきます。

ただいま教育長よりいじめ防止策並びに対応策について前向きな対応の御答弁をいただきました。大津市をはじめ最近発生しているいじめ問題を教訓に学び取る点もあるのではないかと思います。今後、より一層、いち早い情報収集、情報の水平展開による共有化、みんなが当事者意識を持って対応することが大変重要と思います。本町においても真摯に論議をしていただいて、児童・生徒が毎日楽しくのびのびと学校生活を送れるよう、各種ネットを張りめぐらせた取り組みをぜひよろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして3件目の旧奥山田小学校の施設利用についてお伺いいたします。

旧奥山田小学校の施設利用については、宇治田原小学校との統合後、施設利用について検討委員会で論議され、その内容を平成20年10月に教育委員会に報告されました。当時報告された内容では、地域の活性化に向けた取り組みを前提といたしまして、社会福祉施設もしくは体験型社会教育施設としての利用が望ましいというものでありました。それ以降、約4年が経過しようとしています。予算委員会及び常任委員会等々でその後の動きについて確認はいたしておりますが、進展が図られたのか、その後の動きについて御確認いたします。

奥山田の住民の方々からは自主的な活動をしながら創意工夫をして、よりよい地域づくりに取り組んでおられますが、壁にぶち当たることもあり、活性化につながる施設を何とか早く決めていただきたい、これ以上地元で論議を繰り返しても、なかなかよい案がないため、いっそのこと更地にしたほうがという極端な意見も聞いております。利用価値を高めるといった声も聞いておりますので、現在のところ、投げたボールは行政側にあるわけであります。町行政として積極的な検討及び早期の方向性と対策が問われるわけですが、現状の進捗状況及び考え方を御確認いたします。

○議長（西谷信夫） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 旧奥山田小学校につきましては、御指摘のような答申をちょうだいしておりますが、今日まで具体的な利用計画は定まっておりません。これは、答申を前提として土地利用を検討する場合、漠然と「これがいいなあ」というわけにはまいりませんので、やはり事業の必要性、利用動向、事業費、費用対効果など十分な検討を行う必要があることに起因するものです。

旧本館と旧体育館はいずれも非耐震でありますことから、これを耐震化するとなれば、四、五千万円程度のコストがかかり、これに改修費用を加味すれば、少なく見積もっても1億円近くの予算が必要となります。

一般論的ではありますが、これだけの予算を投入するのであれば、必然的に明確なビジョンがないことにはコンセンサスは得られないといえ、現存する建物を利用するとなれば、この大きな課題をクリアせねばなりません。また、現有建物を解体して更地にするというのも選択肢の一つとして考えられるところですが、同様に将来的なビジョンが必要であり、加えて多額の予算も必要となります。

したがって、いずれの方向性を選択するにいたしましても、地域住民のコンセンサスを得ることが必須条件であると考えますが、時間が経過する中で明確な方向性が見出せないままとなっているような状況です。

現在、奥山田地域にあつては、地域活性化を念頭に奥山田考房を立ち上げられ、活動をいただいておりますが、基本的には学校施設をどうこうすることとは関連性を持っていただいております。

このような状況にある中、私どもといたしましては、行政側から一方的に投げかけをするのではなく、地域の皆様とともに知恵を出し合い、力を合わせながら進めていくのが基本であると考えており、奥山田地域における自主的な動きに期待するところでございます。

ただ、こうしたことに関しましては、区のほうから何かおっしゃってこられるなり何らかの動きがあるなりするのを待つのではなく、当方から働きかけることも重要かつ必要なことであると認識するところでございます。

このようなことから、今後とも地元区との連携を密にし、情報の収集や交換を図る中で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたします。

旧奥山田小学校のこの施設は奥山田住民にとって有事の際の避難所になっておるわけでありまして。今、施設をそのまま利用するとなれば、耐震補強対策も喫緊の課題であると思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

また、今後いろんなこの旧奥山田小学校に関する計画日程等があれば、お聞きしたいと思っております。

○議長（西谷信夫） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 奥山田地区においては耐震強度を有する奥山田会館が一時避難場所となっており、旧奥山田小学校が避難所となっておりますが、先ほど答弁申し上げましたように、旧本館の解体も視野に入れた考え方をするならば、避難所たる位置づけをどうするかということになります。

したがいまして、仮に跡地利用するに当たり、一たん更地にしてはという考え方をするのであれば、あえて耐震化を進めることは現実的ではないと考えるところであります。

避難所であるから耐震化するのか、耐震化できているので避難所とするのかということになりますが、現行の本町地域防災計画においては、旧奥山田小学校が避難所のままとなっておりますので、現状の体制に適合した整理が必要であろうと判断しております。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） それでは、最後、意見を述べさせていただきたいと思っております。

現在のところはなかなか方向性もはっきりしないという状況であります。今後はタイムな情報交換と日常からの地域と行政との連携等々もとっていただき、今後よりよい方向性を見出させていただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（西谷信夫） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時30分より会議を再開いたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

○議長（西谷信夫） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番、安本修君の一般質問を許します。安本君。

○4番（安本 修） それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、防災対策についてお聞きをしてみたいです。

去る8月13日から14日にかけての局地的な豪雨が本町を襲い、大変大きな被害をもたらしたわけでありまして。特に本町は山林に囲まれており、土砂災害による危険と隣り合わせの地域が多く、急傾斜対策事業も一部を除いて手がつけられていない箇所も多く残されております。住民の不安をなくするためにも早急な対策が求められております。今回、禅定寺地域を中心にして局地的な大雨が降ったわけですがけれども、この地域での土砂災害対策はどのように進められてきているのか。また、今後進められていこうとしているのかお聞かせください。

以上、第1回目でございます。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害防止法に基づいて京都府が調査を実施し、指定された区域となっております。宇治田原町では、9地区190カ所が指定されております。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域につきましては、京都府のホームページに該当箇所が掲載されますとともに、本町といたしましても防災マップに区域を明示し、各御家庭に配布をさせていただき、周知に努めているところでございます。当該箇所への対策といたしましては、急傾斜崩壊防止のための防護施設工事や治山事業による対策工事を進めているところでございます。

しかしながら、京都府全体で当該指定箇所は6,500カ所以上あり、そのすべての箇所に急傾斜地崩壊防止工事を実施することは困難な状況にあります。そのため、具体

的な対応といたしましては、当該区域に居住される方々への啓発を行うとともに、自主防災組織と連携しながら、避難経路の確保や避難訓練の実施などソフト事業を展開していくことが防災対策につながるものと考えております。

○議長（西谷信夫） 安本君。

○4番（安本 修） それでは、防災問題の2回目の質問をさせていただきます。

具体的に言いますと、禅定寺の庄地地区では大変大雨の結果、水が大変多く流れてきたということで、今回自主避難をされたということであります。これは、やはり答弁にもありましたけれども、ソフト面での防災対策、これが大変重要やというふうに思いますが、ハード面、山林の育成での問題点ですとか、間伐材の処理等いろいろそれはあるんですけれども、特に急傾斜対策の事業、これについては、この地域についてはどういうふうになっているのか。地元からの要望をまとめていただくのは当然でありますけれども、要件が整えば事業計画として申請をしていく、町としても受けていくという必要があると思うんですけれども、現在それはなされているのか、いないのか。今後のまた見通しについてお聞かせ願います。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 具体的な防災工事に係りますメニューでございますが、湯屋谷地区などで実施されています土木事務所が所管いたします急傾斜崩壊防止施設工事、また保安林を対象としました、振興局が所管する治山堰堤設置などがございます。

先ほども申し上げましたように、京都府内には非常に多くの危険箇所が存在することから、事業採択に当たりましては、受益戸数や面積などを考慮し、優先度の高いものから実施されることになり、すべてをハード事業の実施により解決することは長時間を要することになります。ハード施設の整備のみに依存するのではなく、万一に備えた自主防災の意識の向上が、住民の皆様の生命を守る大きな取り組みであると考えているところでございます。

また、禅定寺地区におけます案件でございますけれども、個々人の案件でございますので、個別に相談をさせていただき、また、今申し上げましたように採択の要件等がございますので、所有者の意向、また採択の可否につきまして総合的に判断させていただき、関係機関と現在調整をさせていただいているところでございます。

○議長（西谷信夫） 安本君。

○4番（安本 修） 今答弁にもありましたけれども、具体的な事案ではありますけれど

も、そういう点では事業認定、事業採択がすぐにできるかどうかという点では大変難しい問題も出てくるかと思えますけれども、やはり具体的に今回の被害という点ではかなり地域を限られた大きな被害が出てきているということでもありますし、そういう要件が整えば、ぜひとも事業計画としてやっぱり取り上げていくという点では、まず優先をしてやっていただきたいというふうに要望を確認しておきたいと思えます。

それでは、次に、開発の問題について質問いたします。

新市街地における開発にかかわって質問いたします。

以前から南北線等道路整備が進められてきて大変久しいわけですがけれども、新市街地の整備状況とあわせて企業の進出見通しについてお聞かせ願います。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 新市街地の整備につきましては、所有者でございます株式会社山本商事さんがことし6月に都市計画法及び森林法等の関係法令に基づく開発許可を取得されたところでございます。事業計画では、工場用地8区画を許可後300日で造成工事を完了させる。その後、分譲する計画となっております。現在は、事業者におきまして、施工計画の立案、工事施工業者の選定等を行っている段階であり、詳細が決定しましたら地元関係者への工事説明会を経て、工事に着手するものでございます。許可後300日の工事期間を設定されていることから、本年度には工事が完成する予定です。

工事完成後には、完了検査を受け、本格的に分譲に入るわけですが、事業者のみならず、町といたしましても京都府等の関係機関と協力して、企業立地の促進に向けて支援してまいりたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 安本君。

○4番（安本 修） それでは、開発にかかわって第2回目の質問を行います。

やはり開発、特に新市街地なんかもそうなりますけれども、進めていく上で、都市計画道路宇治田原山手線の整備が大変重要になってくるというふうに思います。この山手線の整備について、前回6月の議会でも京都府に対し要望をしていくというふうに答弁もしていただいておりますが、この間どういうふうに京都府との関係では取り組んでいただいているのか。京都府から何も今のところ話がないのではないかというふうに思うんですけれども、どうなのかということが1つ。

それから、これは特に新市街地の区域内については、事業化に向けて具体化していこうということではあるわけですが、特に山手線については年内に何らかの計



画をつくることはできないのかどうか。山手線についてのそういう計画について、できないのかどうかということについてお聞きをいたします。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 宇治田原山手線につきましては、新市街地内における企業活動を展開する上で非常に重要な路線となっております。当該区域の開発事業の進展に合わせて整備できるよう、諸課題の整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

具体的に、府の話というふうな御質問でございますけれども、今現在、新名神高速道路の説明会を開催させていただき、新名神の協議も進めておるところでございます。今後、宇治田原山手線の区間につきましても、有効活用方策を関係機関と調整し、整備できるところから着手してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西谷信夫） 安本君。

○4番（安本 修） 山手線につきましては、町長の今年度初めの方針を述べられたときにも、大きな公約というか、やろうという1つの話として出ております。そういう意味では、やはり今、新名神の話も出ておりますけれども、新市街地の開発を進めるという点からいいましても、一定の計画をどうするのやというところがもう具体化されてもおかしくないんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点どうなのか。

それから、今度新市街地の工事が始まっていくわけですけれども、307号線から南北線への右折レーン、これはどうしても必要じゃないかというふうに思うんですけれども、今回そういう新市街地の開発を進める上でどうなのかと。これは大変今307が渋滞をする、さらに拍車をかけるということになるんじゃないかという心配をするわけですけれども、この点どうでしょうか。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） まず、山手線の具体の計画につきましてでございますけれども、現在、事業の詳細につきまして設計等の前準備という形で取り組んでおります。ただ、どこまでの部分をどの段階でというのは関係者、地権者等々の関係もございまして、関係いたします新名神の関係もございまして、今現在、具体的に動いている状況ではございません。内部的な検討段階でございます。

また、国道307号線の右折レーンでございますけれども、これにつきましては新市街地の整備に合わせまして実施していくという形で京都府とも協議を行っております。先行いたしまして、町のほうも用地の取得等に動いておるところでございますので、合

わせまして整備していきたいというふうに考えております。

○議長（西谷信夫） 安本君。

○4番（安本 修） それでは、3つ目の新名神について質問をしてみたい。

新名神が通るといふことで、環境がどういふふうに変わっていくのかという点で、住民の方々からかなり不安な声が上がっております。これは、やはり解消をどうしていくのかということが求められているわけですが、この間、新名神にかかわって住民説明会が2回にわたって行われましたけれども、どのような内容だったのか、また、住民からはどういふ意見が出たのかお聞かせ願います。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 新名神高速道路事業説明会を去る7月23日と8月8日に西日本高速道路株式会社、京都府とともに開催させていただいたところでございます。

説明会の席上、参加いただいた皆様方から高速道路完成後の環境、特に騒音レベルや排気ガスが人体に与える影響等について御心配される御意見をちょうだいいたしました。都市計画決定に先立ち開催いたしました説明会でも同様の声をいただいておりますが、当時環境アセスメントが実施されており、大気汚染、騒音、振動等について予測し、環境保全対策の検討が実施されているところでございます。

騒音につきましては、具体的な遮音壁の高さを明示し、対策を講じることが提示されております。大気汚染につきましても、二酸化窒素濃度、一酸化炭素濃度の予測値が環境保全目標値をクリアしていたところでございます。また、平成8年、当時の日本道路公団が地元説明を行うに先立ち、町及び議会へ説明を行いました。事業者として環境対策への基本的な考え方を提示し、意見交換を経て進めてきた経過もございます。

今回、事業を進めるに当たっては、環境変化がどのようになるのかをシミュレーションし、環境保全目標値をクリアする対応策を樹立していくことが西日本高速道路から示されておるところでございます。

説明会の席上も、その旨の説明が行われたところでございますが、具体的な対応策を立案するには、まず道路本線の構造を確定する必要がありますので、設計協議を経て環境対策の具体方策が立案されていくこととなります。

町としましては、環境アセスメントで示された環境保全目標値を達成するための取り組みをチェックし、供用後においても環境変化を監視していくことにより、住民の皆様方の不安にこたえてまいりたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 安本君。

○4番（安本 修） 私は、先日8月30日でしたけれども、国会議員の方々と一緒に国交省交渉で新名神の環境問題について申し入れもしてきました。その中でも、国交省の話としては、やっぱりきちんと環境問題についてはチェックすると、京都府にそういう指導をしたいというふうにおっしゃっていましたので、ぜひとも京都府と一緒に、環境問題、住民の不安を取り除くという点で力を入れてほしいというふうに要望をしておきます。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） これで、安本修君の一般質問を終わります。

引き続きまして、2番、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○2番（原田周一） 通告に従いまして、2番、原田周一が質問いたします。

土砂災害、自然災害被災による助成について質問いたします。

盆休みのさなか、14日未明の記録的豪雨により、宇治市をはじめ京都府南部地域に大きな被害が発生しました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

本町においても、禅定寺地区をはじめ、先ほどからの質問にも出ていますように、くつわ池の堰堤の決壊、また住宅の倒壊などなど多くの被害が発生しました。宇治田原町防災計画書には、平成21年3月31日現在で、急傾斜地崩壊危険区域8カ所、地すべり防止区域1カ所、また、土砂災害特別警戒区域5地区112カ所の記載があり、防災に関する土地利用規制がされております。

最近の雨量は、局地的で短時間に記録的な大雨になることが多く、今回の災害では宇治市からの要請で、災害救助法の適用を京都府は決めましたが、本町被害は限定的なためか、法の適用外であり、まして自己所有の裏山が崩れ、その土砂で敷地内の家屋の倒壊などが発生した場合、現状の法律では法的な救済措置がありません。本町に、土砂災害特別指定区域に居住者も多く、災害予防対策も必要であります。災害救助法適用外のケースでの救済措置の必要性を強く感じるところであります。

被災者負担は精神的、経済的にも大きく、国・府への要望とともに土砂災害危険区域における住民の身体及び財産を保護するための助成及び被災した場合の助成などに対する何らかの制度づくりが必要と思いますが、本町のお考えはどうかお聞きしたいと思います。

○議長（西谷信夫） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 災害救助法については、市町村の人口に応じた一定数以上の住

家の滅失がある場合に適用されることになっています。今回の災害については、宇治市では災害救助法や被災者生活再建支援法が適用され、避難所、応急仮設住宅の設置や住宅の応急修理、住居周辺の土石等の障害物の除去等の支援が受けられております。本町では、大きな被害に至らなかったため、同法の支援が受けられないところです。同じ災害で被災されても、居住する市町村によって支援の内容に差が生じているのが現状でございます。そうした中で、本町独自に、被災された方の住宅の再建支援や見舞金の実施を考えております。また、固定資産税や国民健康保険税、介護保険料等の減免や災害廃棄物として家屋瓦れき等を城南衛生管理組合と調整し、無料で受け入れ実施を考えているところでございます。

なお、今後、今回の被災状況を検証する中で、国・府制度のほかに町独自の総合的な支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 原田君。

○2番（原田周一） それでは、2回目の質問をいたします。

先ほど、国府制度の他に町独自の総合的な支援策を検討していきたいとの答弁をいただきました。日ごろから機会あるごとに1万住民の安心・安全と話されています。今回のケースを教訓に、本町にふさわしい、宇治田原らしい独自の制度の作成をしていただきたいと思っております。

山形県のある町で、本町と同じような山村ですが、土砂災害危険区域住民移転補助金の交付に関する規則などを定めているところがあります。先祖代々受け継がれてきた土地から離れるのは相当な決断が必要と思っておりますが、先ほどの山形県の例のような規則があれば、住民の身体、財産を守る一助になると思っておりますが、いかがでしょうか。

最近の豪雨は局地的であり、また雨量も多く、いつ災害が発生するかわからない状況です。制度について再度お考えをお聞きいたします。

○議長（西谷信夫） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 先ほども答弁させていただきましたが、今回の被災状況を検証する中で、総合的な支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西谷信夫） 原田君。

○2番（原田周一） 次に、昨年施行されましたスポーツ基本法についてお尋ねいたします。

過日行われたロンドンオリンピックの余韻が冷めやらぬきょうこのごろですが、現在でもパラリンピックの日本人メダリストの活躍が毎日のように紙面をにぎわせています。

スポーツ基本法は第177通常国会において成立し、平成23年8月24日から施行され1年が経過しました。スポーツ基本法は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めています。この法律のキーワードは、努力と責務と感ずるところでございます。

スポーツは、記録、勝敗を競うだけでなく、社会変化に対する運動不足やストレスの解消、また自己啓発、地域社会とのコミュニケーションの場など心身の健全な発達にも不可欠となっています。だれもが生涯を通じてそれぞれの体力、目的に応じたスポーツをいつでも気軽に、しかも継続的に実践できる取り組みが必要であり、また継続的可能な環境を整備するとともに、住民の自発的なスポーツ活動を支援する施策が必要と思います。生涯スポーツの機会の提供、生涯スポーツの総合的な推進、幼児、児童、生徒たちの体力の向上、住民の生涯スポーツの環境整備、障がい者スポーツの振興などを踏まえた計画づくりが必要と考えます。

そこでお尋ねいたします。

1つ目、スポーツ基本法に基づく推進計画等の策定の状況及び時期について。

2番、スポーツ基本法に基づく本町のスポーツ行政の施策について。

3番、スポーツ基本法の理念などの関係団体等の周知について。

以上の点をお聞きして1回目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 中辻教育課長。

○教育課長（中辻 正） 本町におきましては、住民のスポーツに対する意識の変化や生活ニーズの多様化が進む中、だれもが生涯の各時期にわたってスポーツに親しみ、健康の増進や心豊かな地域づくりに寄与することを目的とし、スポーツ基本法が公布される平成23年6月以前の平成22年10月に、大学のスポーツ専門学部の教授や体育団体、老人クラブの代表者、その他有識者9名で構成する宇治田原町生涯スポーツあり方検討委員会を設置、二十から75歳までの町内在住の方によるアンケート調査やパブリックコメントを実施する中、4回にわたる検討会議を経て、平成24年3月にスポーツ基本法に沿った計画期間を3年間とする宇治田原町生涯スポーツ振興プランを策定いたしました。

スポーツ基本法においては、基本的施策としてスポーツ推進のための基礎的条件の整備等国家レベル的な19項目がうたわれておりますが、本町のプランにおける施策につきましては、多くの住民がスポーツに親しみ、健康で明るい豊かな町を目指すことを趣旨とし、アンケート調査やパブリックコメントを生かした運動・スポーツ頻度や調査結果の分析に基づく運動意欲の得点化など、今後3年間の数値目標を設定し、本町の地域性を考慮した施策を展開することとしております。

主な施策につきましては、情報の発信として、関係団体との連携を強化し、その活動内容について随時更新する総合的なホームページを設けるとともに、さまざまな啓発活動の取り組みとして、運動の実践状況を自身でモニターできる運動実践カレンダーの作成や、体育協会、スポーツ団体のあり方をはじめ、体育振興会各支部の活性化やスポーツ推進委員会との連携強化及び指導者の人材育成など、具体的な施策や進行状況について検討する地域スポーツ推進委員会の設置準備を現在進めております。

早速、啓発の一環といたしまして、10月の町民の窓に「運動やスポーツで豊かな生活を築こう」と題し、同志社大学スポーツ健康科学部石倉忠夫教授のコラムを6回シリーズにより連載を予定しております。

また、本年度より実施をしております、70歳以上の方に対する学び応援パスポート事業により、トレーニングセンターや住民プールの無料活用により、高齢者のスポーツ推進や、本町が掲げます「健康長寿日本一」にも寄与しているところでございます。

施設整備につきましては、現在進めております住民グラウンド公園整備やテニスコートの出入り口の整備など、随時計画的に行っていくこととしております。

スポーツ基本法の第2条においては、その基本理念がうたわれておりますが、その中でも、特にスポーツは、その居住する地域において主体的に協働し、身近に親しみ、世代交流が促進され、地域間の交流の基盤形成の推進もうたわれておりますが、このことは体育振興会における支部活動や、体育協会主催の町民体育大会など、交流の場が既に持たれているところでありますが、基本法に基づくさらなる啓発周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 原田君。

○2番（原田周一） それでは、2回目の質問をいたします。

本年3月に計画期間を3年間とする宇治田原町生涯スポーツ振興プランを策定し、公表されたということでございます。その中で、病気や介護にかからない、いきいき活動

のまちを目指し、高齢者が健康で元気に活動できる環境の整備などが第4次まちづくり総合計画でも掲げられているとの記述があります。70歳以上の方に対する学び応援パスポート事業により、高齢者のスポーツ推進や健康長寿日本一にも寄与しているとのことですが、先日の地方紙に、本町70歳以上の高齢者1,684人、学び応援パスポート事業登録者65人で、登録率3.85%との報道がありました。どれぐらいの期間の呼びかけをされたかわかりませんが、この3.85%の登録率は大変低い数字と思います。

私は、これまでも医療費抑制について何度か質問させていただきましたが、町の推進する健康長寿日本一にはまだまだ取り組むべき課題が多く残っているのではと感じております。また、登録された方の施設利用率も注視していきたいと思いますが、もっと多くの方が参加できるような積極的な呼びかけが必要と思いますが、取り組みについてはどうでしょうか。

今回のスポーツ基本法は、8つの基本理念が示されています。その中で、障がい者スポーツ推進の項目で「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」とあります。本町では、体育協会、スポーツ推進委員を中心に、日ごろ御尽力いただいているわけですが、平成23年6月24日の文部科学副大臣の通達で、障がい者スポーツ指導者の養成を推進することや、養成された指導者の活用の促進が期待されるとあります。本町の取り組みについてはどうか、担当課の見解をお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 中辻教育課長。

○教育課長（中辻 正） それでは、原田議員の2回目の御質問にお答えを申し上げます。

高齢者学び応援パスポート事業につきましては、パンフレットを作成し、ことぶき大学をはじめ、広報紙等を通じまして周知を図っているところでございますが、5月からの実施でもあることから、現時点において数字的には低い状況でございます。この9月には、パスポート事業対象のコンサートを予定しておりますが、現在問い合わせが多く寄せられているところでもございます。いずれにいたしましても、今後もあらゆる機会を活用し、さらなる啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

障がい者スポーツにつきましては、より一層の推進のため、住民体育館のトイレのバリアフリー化を図ってまいりました。また、町内の障がい者の皆さんが京都府の大会にも参加されております卓球バレーの用具の整備も行ってまいりました。

障がい者のスポーツ指導者養成につきましては、スポーツ推進委員による講習会への

参加や出張ニュースポーツなどにより、その推進を図っているところでございます。今後予定する地域スポーツ推進委員会においても議論されることと考えております。

○議長（西谷信夫） 原田君。

○2番（原田周一） それでは、この問題の3回目の質問をいたします。

先ほど、文部科学副大臣の通達を紹介したんですが、その中で、運動場については子供から高齢者まで、地域住民のだれもがいつでも楽しく安全にスポーツ活動に親しむことを通じて健康の増進を図ることができる場として、地域の実態に応じて芝生化を促進すること。また、別の項目では、地域の河川敷、休耕田、空き地など地域スポーツ活動に資することができる空間について、土地の所有者、管理者の協力を得て、地域住民の多様なスポーツ活動の場としての有効な活用を図ることとあります。

本町にも、緑苑坂のてんじんやま公園をはじめ、このような場所は多々存在すると思っておりますが、1万住民の健康増進のため、だれもが気軽にスポーツができるよう整備などを進めていただきますよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西谷信夫） これで、原田周一君の一般質問を終わります。

引き続きまして、8番、森田木一君の一般質問を許します。森田君。

○8番（森田木一） 通告に従いまして、8番、森田木一が一般質問を行います。

恐らく議員生活で最後の一般質問となると思いますので、御答弁のほうよろしくお願い申し上げます。

私は2点にわたりまして質問をいたします。

1点目は、奥田町長の政治姿勢についてであります。

今から約12年前ですね、平成13年、当時建設経済部長でありました町長は、現職を破られて町長に就任されまして、早くも3期目を終えられると、あと半年ですね。そんな中で、私は3月議会でも町長さんの政治姿勢についてお伺いいたしましたけれども、今回はぜひとも最後でございますので、もう一步突っ込んだ答弁をお願いしたいと思います。

私も議員になってちょうど同じように12年間を進んできたわけでございますけれども、そんな中で、ちょうど私どもが小泉内閣の行政改革、三位一体の、非常に厳しい経済情勢となりました。また市町村合併ということで大きな問題がありまして、宇治田原町で合併が破綻すると、そんな中、町長さんはやはり行政マンとしての手腕を力強く発揮されまして、維孝館中学校の新築、増改築や新築、また保育所の統合の新築、そして



大規模集団茶園にも力を入れていただきました。いよいよ来年からとれるという体制まで持ってきていただきました。ありがとうございました。

そういう町長さんの行政手腕があったからこそ、そういう厳しい財政状況を乗り越えて、平成22年度には歳入歳出収支ゼロを達成されまして、それから黒字が続いているわけでございます。そんな中、3月議会で質問をしますと、私が質問をしましたら、来年のことを言うと鬼が笑うという答弁をいただきましたけれども、いよいよ半年に迫ってまいりまして、この11月には我々共の選挙があります。住民のほうは、まずはそこに焦点がいくんじゃないかと。しかし、その後、2月には必ず町長選挙がやってまいります。今度出馬されれば4選目ということになります。3選ということを超えれば、多選ということになると思うんですね。町長さんは出馬されるということで、多選についてまずはどういうお考えを持っておられるのか。私は、別に奥田町長が4選、5選されてもいいと思いますけれども、多選というものについて、ぜひともお考えがあればまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西谷信夫） 町長。

○町長（奥田光治） 多選についてということでございますけれども、当選回数が多ければ数の上では多いということで多選というふうになる場合もあるかと思っておりますけれども、首長にいたしましても、各議員さんにおかれましても、4年に一度有権者の選択を受けるわけでございます。ということは、それ以前の1期、2期、3期目に対する評価を受けるわけでございますので、試験でいえば次の4年間を信任を得るかどうかの試験を受けるということと同じだというふうに思っておりますので、そういう意味で有権者の皆さんが、合格点を与えられるということが4年ごとに繰り返されることだというふうに思っておりますので、一概に何期、期数が多いからという問題ではなくて、そのときそのときの期数、審判を受けるということでございますので、7選が多選なのか、8選が多選なのか、10選が多選なのかということは、期数だけでは一概に言えないというふうに思っております。しっかりと4年ごとの審判を受けるということによって、信託を受けるということになるかというふうに思っております。

○議長（西谷信夫） 森田木一君。

○8番（森田木一） それでは、町長の政治姿勢の2回目の質問。

今、多選ということで、別に私は町長さんがおっしゃるとおりだと思っております。要は1回ごとに住民から信託を得て、任されて、宇治田原町の町政を今まで扱ってこられたということでございます。本来ならば、これは12月議会で質問するのが当たり前の

ことなんですけれども、私は12月議会におりませんので、普通なら、出馬要請と申しますか、各種団体要請とかがあって、そして地域からも後援会からもそういう動きがあって、出馬されるということになると思うんですけれども、たまたま今国のほうでは民主党も自民党も党首総裁をめぐる醜い争いが起こっておるわけでございますけれども、そんな中で、ことしの流行語になるかもしれませんけれども、「近いうちに」という言葉が出まして、町長さんも、恐らく近いうちに「出馬宣言」をされてはどうかと私は思うんですね。

といいますのは、今まで、1つは奥田町政の3期12年間、これはやはりこれから、後から質問申しますけれども、新名神も含めて宇治田原町の今後の行く先を継続していくことが物すごく大事じゃないかと。今まで行政手腕で京都府との深いパイプ、これも使っていて、そして手腕を発揮されてきたわけです。

しかしながら、これから、もう御存じのとおり消費税の増税と、社会保障の一体改革ということで、我が宇治田原町にも経済的にも非常に厳しい財政状況が来ると、高齢化社会が来ますと。特に、国保、介護、特別会計は恐ろしいほどの数字が出てきます。そんな中で、やはり奥田町長の行政手腕がますます必要とされてくると、私はそう思います。だから、町長に私はずっとエールを送っているわけでございます。何としても、やはりできれば出馬要請をちゃんと受けていただいて、町長が思っておられる「心をつなぎ ともに創る 茶文化のまち」、住んでよかったと言える、やはり宇治田原町をもう一歩前へ進めるためには、私は奥田町長がもう一度決意をされて、出馬されることが一番望ましいんじゃないかと。いわば出馬要請をしたいと思っておりますけれども、このことについての答弁をよろしく願います。

○議長（西谷信夫） 町長。

○町長（奥田光治） ありがとうございます。

行政手腕につきまして、高い評価をいただきました。そしてまた、実質出馬要請というお言葉もいただいたわけでございますけれども、3月議会でも御答弁申し上げましたですけれども、近いうちにではなくて、しかるべき時期に総合的に判断をしていかなければならないというふうに思っております。

今現在、答弁申し上げましたけれども、平成24年度の予算に組み込ませていただきました重要な施策、そして住民の皆さんにとりまして大変厳しい生活状況の中で、生活と暮らしを守っていく。そしてまた、安心・安全も守っていく、こういう施策を盛りだくさんに組み込んでおりますので、これのすべてを速やかに実施に移していくというこ

とに全力を挙げて取り組んでいるところでございます。あわせまして、去る8月13、14にかけて降りました豪雨災害、これにつきまして一日も早く復旧を目指していくということで、全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

それとあわせて、今新名神の話、後で出ることを言っていましたですがけれども、新名神の凍結が解除されまして、大津城陽間、そしてまた城陽高槻間、八幡高槻間、全線ミッシングリンクが解消していくということになったわけでございます。高速道路が持っております大容量に物流とか人とか情報とか、こういうものを運ぶ、そういう特徴を、宇治田原町第4次総合計画に定めておりますように、宇治田原の未来のまちづくりにつなげていかなきゃならないというふうに思っています。経済の活性化の面であったり、あるいはまた観光の活性化の面であったり、そういうことにしっかりとこの名神、一応現時点では11年先供用開始ということにされておりますけれども、この十年ほどの間にそういった未来を見据えた事業施策を展開していくことが大事だというふうに考えております。

それとあわせて、懸案になっております国道307の朝夕の渋滞、これの解消をやはり図っていく必要があるということで、新名神のインターチェンジへのアクセスとなっております都計道路の山手線、これを何としてもこの新名神の建設促進とあわせて同時並行的に供用開始ができるように鋭意取り組んでいかなきゃならないというふうに思っています。それと、まだまだおくれております近隣府県、市町とつないでおります国道、府道、こういった局部的な改良もまだまだおくれておりますので、これも並行して進めていかなきゃならないというふうに思います。

そういうことからしますと、宇治田原町にとりまして、今ほど重大な、未来を見据えた発展を考えると、重大なときはないというふうに考えております。このときに私が何をなすべきか、1万住民の幸せのために、さらに何をさせていただくべきか、このことについては真剣に、もう一度初心に戻りまして十分熟慮をさせていただきたいというふうに思っております。その上で、議会とも御相談申し上げて、しかるべきときに判断をさせていただきたいというふうに思っています。

選挙前には出馬要請というものが俗にありますけれども、これも私の気持ちを判断させるのに非常に重要な部分を占めるわけでございますけれども、そういった御支持をいただいている皆さん方、そしてまた多くの住民の皆さん方の御意見を真摯に受けとめまして、しかるべき時期に私自身がしっかりとした考え方を構築できれば決断をさせてい

ただきたいというふうに考えております。

○議長（西谷信夫） 森田木一君。

○8番（森田木一） 今、町長さんの思いといいますか、それは継続的に新名神、山手線も含めて、やはり責任を持ってこの宇治田原町を預かっていくという、僕は決意があらわれたと、このように受けとめています。言葉は、出馬する、せんというよりも、前向きな今の言葉の中に、そういう持続の、継続していくという気持ちにとれますので、ひとつぜひとも継続をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

それでは、町長の政治姿勢についてはこれで終わりたいと思います。

次に、新名神のことについて、先ほど町長さんからも御答弁いただいていますけれども、まず都市計画の山手線のことについて質問をしていきたいなど、このように思っております。

長い間凍結されていまして、新名神が解除されまして、そしていよいよ設計段階といえますか、いろんなことが進んでいくわけですが、山手線、要は新名神との関連性が一番問題になってくるんじゃないかと、このように思います。一部で、新名神と直接交差ということはないんですけれども、関連した形で禅定寺地域のほうではそういうこともありますし、それから、山手線の南のほうでは、栗所のところから郷之口の間まで整備されているんですけれども、本来は平成3年、もう20年前にこの山手線の都市計画がされておまして、本来ならば新名神がもっと早く進んでいけば山手線もできておますのやけれども、まだ今の段階では中途半端に、今かかりのことでございまして、先ほど安本議員からも質問がありましたように、新市街地区域の問題、このことも関係してくると思います。町のほうで、山手線のことについてどういうふうに考えているのか、まず山手線の取り組みについてよろしくをお願いします。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 都市計画道路宇治田原山手線の整備についてでございますが、贄田・立川地区の新市街地計画区域では、一部開発手続が完了しており、いよいよ具体化し、造成工事が実施される段階にきております。

南部地域におきましても、現在は砂利採取行為が継続実施している状況にございますけれども、新市街地整備には当該エリア内の宇治田原山手線の整備が不可決であることから、各種条件が整った段階で着手してまいりたいと考えております。

また、新名神高速道路と交差しますすべての道路につきましても、設計協議の中で機能補償なりつけかえ協議が必要になってまいります。宇治田原山手線につきましても、

禅定寺地域で交差する地点があることから、少なくとも当該区間につきましては準備していく必要があると認識しているところでございます。今後、新名神高速道路の工事施工に当たりましては、工事用の道路が必要になります。宇治田原山手線の活用も含め、整備につきまして調整してまいりたいと考えております。

また、宇治田原山手線の全線整備となりますと、本町単独で整備することは財政的にも困難でございます。京都府に協力を要請するとともに、新名神高速道路を活用して整備していくことができないかを検討し、整備可能な箇所から着手してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 森田木一君。

○8番（森田木一） それでは、新名神の2回目の質問に入りたいと思います。

高速道路、これができていきますと、今まで、例えば新名神は赤政さんのちょっと山手のほうから岩山までの間、トンネルになります。当然トンネルになるということは、土を出さなきゃならない。その土を出す、工事用の道路ができるのかどうか、これも大きな問題でございます。

それから、その土はどこに運ばれていくのかということにもなると思うんですね。それから、交差するといいますか、上を通っていく、いろんな意味で宇治田原町の水道も通っていますし、ガスも通っていますし、そんなことも、河川もあります、水路もありますね。こういうことを全部整理していかなきゃならないということになっています。今回の新名神の再開に当たりまして、2年ほど前の過去のデータを恐らく検証しながら進めていかれると思いますけれども、そういうことについてどのように考えておられるのか、お伺いしたいなと思っております。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 新名神高速道路工事施工に伴います工事施工計画を立案する際には、発生土、工事から発生します土の処分方法、工事用道路の整備等について整理していくことになります。

発生土につきましては、大津城陽間を1つの工事区間としてとらえ、工事区間内での有効活用が原則であるとの考え方を聞いているところでございます。また、工事用道路の選定に当たりましては、既存の道路の活用を第一に考えていくこととなりますが、道路幅員や通学路、また周辺の住環境を考慮し、大型工事車両を運行させることが適当なのかどうかということが検討されてまいります。

平成3年に高速道路周辺の道路、河川、水路をはじめといたしました各種基盤施設の

現況を関連公共事業調査として整理してきたことがございます。今回の建設再開に当たりましては、過去のデータを検証し、今後の整備計画について整理を行うことと考えております。この中で山手線につきまして整理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（西谷信夫） 森田木一君。

○8番（森田木一） それでは、新名神の3回目の質問。奥田町長さんをお願いします。

課長さんから詳細にわたっていろんなことを聞いておりますけれども、やっぱり建設を推進していくために、現実にはNEXCOがやっていくわけでございますけれども、しかし、行政としてさまざまな対応をしていかなきゃならない、このように思います。例えば、集団茶園の場合は、茶園推進室というのをつくられまして、基盤産業でありますその推進をやっていただきました。今回、この新名神、特別かというたら、どうか知りませんが、いろんな形で職員が出たり入ったり、また、さまざまな形で、先ほど言いました町道、府道の関係、山手線の関係、本当に忙しくなってくると思うんですね。業務は非常に多岐にわたってくるんじゃないかと思えます。そんな中で職員の数は限られていますね。そんな中、どういう形で、果たして町の組織の中、行政組織を運営されていこうとするのか。これは関連した質問になるかもしれませんが、先ほど言いましたように社会保障のほうは待たなしで業務はどんどんふえてくるわけですね。ましてや、高速道路のことで忙しくなると。そうなれば、組織強化といいますか、こういうことを当然考えていかなきゃならないということになってくると思うんですね。本来、奥田町長さんは町長になられてから部長制を廃止されましたね。これはスリム化ということでされたと思うんですね。私は決して悪いことじゃないと思います。

しかしながら、これだけ多岐にわたってきまして、ましてや社会保障のほうは毎年課の名前が変更していくというような状況になっていまして、私どもも質問する場合ほんまに困っておるわけです。ましてや住民から見れば、まとまった、だれかそういうリーダーがいて、やはり行政サービスがスムーズにいくように考えていくのが当然のことではないかと。何も人員をふやしてやっていけとか、人を確保せよとか言うんじゃない。この中から優秀な人を、いわば人材を育てていくといいますか、これをやっていかなきゃならないわけです。現実には町長さんは、建設経済部長をされてから町長になっておられるわけですから、そういう意味から見れば、今後、宇治田原町の町の発展のために、やっぱりそういう行政の改革を、この際新名神のことと絡め合わせて、何とかしていく方法があるんじゃないかと、このように思うところでございます。そういう意味から見

れば、実は財源の確保というのは、これはもう大きな課題となっています。

町長さんはむしろ、内政よりも外へ行っていただいて、どんどんと企業誘致をされておりますけれども、進めていただいて、内政はしっかりまたそういう優秀な人に任せていくぐらいの度量を、やはりこの難局を乗り切っていかなきゃならないと、このように思っております。

そういう意味から見れば、どんな自治体でも財源があれば、住民に対するサービスは向上していくと思います。そういう意味から見れば、新名神も絡め合わせて、どうか町の組織を強化されて、1万住民が住んでよかったなと言えるまちづくりを目指していただきたいと思っておりますけれども、組織改革についての町長さんの御見解をお願いします。

○議長（西谷信夫） 町長。

○町長（奥田光治） 先ほども御答弁申し上げましたように、新名神を宇治田原町のまちづくりの今後の礎にしていくということで、建設促進を地元としても関係機関へ協力をしていかなきゃならないというふうに思っております。

そういう中で、NEXCOが直接の事業者であるわけでございまして、今後設計協議、工事等につきましては、NEXCOが担当していただく。そしてまた、用地の取得につきましては、現時点では京都府土地開発公社が用地を代行して取得するということになっております。町といたしましては、地元の対策協議会と十分連携をさせていただきまして、名神が地元を与える、そういう設計協議、こういうものの調整機能を果たさせていいただかなければならないというふうに思っているところでございます。

そういう中で、これまで凍結の間休眠をしておりました新名神の庁内連絡調整会議、これをもう一度、再度動かしていくということで、特に設計協議では複数の関係課の調整が出てまいりますので、副町長を中心に、関係課長で調整会議を十分機能するように持っていききたいというふうに考えております。

それから、今申し上げましたように、いろんな計画、工事、用地、地元協議、いろんな場面が出てまいります。宇治田原町としてどこまで人的な協力ができるかということもこれから考えていかなきゃならないというふうに思いますけれども、京都府の土地開発公社に、地元の地理なり、また状況がわかる、そういう人を送っていくと、派遣をしていくということも考えてまいりたいというふうに思っております。そういうことと庁内、町組織の中の拡充、こういうことも考えまして、来年度4月1日採用の職員を若干名増員を図っていききたいというふうに今考えているところでございます。そういったことで、新名神の関係につきましては、今ある組織を十分有効に回転するように回してい

きたいというふうを考えております。

ただ、御意見のありました町組織全体としての部制は、これまでの改革の成果と若干逆行するというふうに思いますので、そういう時々大きな課題に対して的確な組織を構築していくということは大事であるわけでございます。けれども、画一的な部制をひいていくということは現時点では考えていないところでございます。

○議長（西谷信夫） 森田君。

○8番（森田木一） 以上で質問を終わります。

○議長（西谷信夫） これで、森田木一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。2時50分から会議を再開いたします。

休 憩 午後 2時38分

再 開 午後 2時50分

○議長（西谷信夫） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番、森山高広君の一般質問を許します。森山君。

○9番（森山高広） それでは、通告に従いまして、9番、森山高広が一般質問を行います。

2011年の9月議会にて、英語教育について質問を行いました。その際、教育長は「英語教育は重要であり、将来さらに重要になる」と述べていました。

まず、英語教育に関して、その後の現状と変化についてよろしくお願ひいたします。

○議長（西谷信夫） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 議員御指摘のとおり、2011年の9月議会におきまして、外国語活動や英語の授業を通して本町の子供たちに求める理想像といたしまして、まず第1番目は英語に親しみ、興味や関心を持つ子供、第2番目は、積極的に英語でコミュニケーションを楽しめる子供、第3は、コミュニケーションの道具として初歩的な英語を使い、外国の人たちと楽しく交流できる子供、第4番目といたしまして、世界のさまざまな文化に理解を深め、広い視野を持った国際人を目指す子供の育成を目指したいと御答弁申し上げました。

さて、英語教育に関して、その後の現状であります。小学校では平成23年度から5、6年生におきまして新学習指導要領による週1時間の外国語活動が導入され、本町におきましては各学級担任と英語指導助手のレベッカさんがペアを組み、チームティーチングにより授業を展開しているところでございます。子供たちは外国語活動の時間を非常に楽しみに学習に臨んでおります。



文科省配布の英語活動教材を活用いたしまして、英語でじゃんけん遊び、自己紹介、あるいはクイズ大会、道案内、ランチメニューづくりなど体験を重視した活動を取り入れた授業を受けております。子供たちだけでなく、小学校の教員も京都府が主催します公的な研修や、あるいは校内研修を通じて楽しい外国語活動ができるようになってきております。子供たちは、英語指導助手のネイティブな英語の発音に自然となれ、英語に対する違和感がほとんどなくなってきたということでございます。外国語活動を学んで2年目の子供たちは、本町の子供たちに求める4つの理想像の初期的な段階に到達したのではないかと判断しております。

また、中学校におきましては、平成24年度、今年度から外国語の時間数が週3時間から週4時間にふえました。新しい学習指導要領によります授業が開始されました。生徒たちは、新たに導入した電子黒板などの情報機器を活用した1時間の授業の中で、例えば現在完了形の基本的な意味用法を理解した後、それを活用しまして自分のことや相手のことを英語で伝え合うコミュニケーション活動を取り入れた授業を受けております。中学校では、新学習指導要領に基づく指導は始まったばかりではございますが、新学習指導要領の目指す外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を目指す授業は着実に進められている状況であります。

今後、教育委員会といたしまして、外国語を使ってコミュニケーション能力を高める指導をさらに進展させるよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 森山君。

○9番（森山高広） それでは、2回目の質問を行いたいと思います。

ことしの7月に文教厚生委員会で愛知県の飛島村へ視察に行きました。飛島村は、小学校1年生から英語を学び始めるなど、まちぐるみで英語教育にとっても力を入れている自治体でした。例えば、5、6年生には児童英検を、また7年生から9年生には英語実用検定を受検させ、個々の能力がどれくらいあるのかを把握し、教育活動に生かしているとのことでした。

そこで、英検に関して、宇治田原町での現状は、また、児童英検や英語実用検定に関してどう考えているのか、また、将来的に児童英検や英語実用検定を導入する可能性は。

○議長（西谷信夫） 森山君に申し上げます。

ただいまの質問で、「7月に文教厚生委員会」と申し上げられましたけれども、本町は常任委員会でございますので、「文教厚生常任委員会」と訂正をお願いします。

○9番（森山高広） 失礼しました。

文教厚生常任委員会の間違いでありました。訂正をお願いします。

○議長（西谷信夫） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） 森山議員の2回目の御質問に御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、愛知県の飛島村では、小学校5、6年に児童英検、7年生から9年生に英語実用検定を受検させ、個々の児童生徒のコミュニケーション能力がどれぐらいあるかを把握し、教育活動に生かしているとのことですが、先進的な本当にすばらしい取り組みだと高く評価をしているところでございます。

英語検定に関する本町の現状であります。新学習指導要領では、小学生向けの児童英検も中学生向けの実用英語検定も受検が義務づけられていないこともあり、すべての児童生徒が受検するという体制にはなっていないのが現状であります。小学校では、5年、6年の児童については児童英検を受検したという報告は受けておりませんが、中学校では、4級が9名、3級が4名、準2級、これは高校2年ぐらいの程度なんですけれども、2名、合わせまして15名の生徒が合格したと聞いております。

いずれにいたしましても、外国語活動や英語の授業を通して子供たちに求める理想像の第3のコミュニケーションの道具として初歩的な英語を使い、外国の人たちと楽しく交流することのできる子供、第4番目の世界のさまざまな文化に理解を深め、広い視野を持った国際人を目指す子供の育成を図るには、児童英検や英語実用検定を受検させることは有効な1つの手段であると考えております。

児童英検や実用英語検定の導入については、現在宇治田原町小中連携・一貫教育のあり方検討会議で、本町が目指す子供像や小中9年間を見通した教育課程の編成について審議していただいております。本年度末には答申いただくことになっている関係で、現時点では明確にすることはできませんが、今後教育委員会といたしましては、答申の結果を踏まえ、現場の先生方とも十分協議する中で検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 森山君。

○9番（森山高広） それでは、3回目の質問を行いたいと思います。

以前、教育長は、近い将来入社試験も英語で行うときが来ると述べられていました。このことを考えると、英語教育に関するロードマップが必要であると思います。現在、ロードマップがあるのか、または近い将来作成する予定があるのか、あるとすれば、ど

のようなものをよろしく願いいたします。

○議長（西谷信夫） 西出教育長。

○教育長（西出維久雄） それでは、3回目の質問にお答えいたします。

平成23年度に小学校に導入されました外国語活動を学んだ当時6年生の児童は、10年後の平成33年度には大学を卒業いたします。外国人との交流が一層活発になり、グローバル化が一層進展する10年後の我が国におきましては、海外と取引する企業では、社内での会話が英語で行われることが一般的になるのではないかと予想いたしております。

さて、議員御指摘のとおり、国際化が一層進展する中、英語教育に関するロードマップにつきましては将来的には必要であると考えておりますが、現時点では小中学校とも作成はいたしておりません。しかし、小中学校9年間を見通した教育課程を編成する際、学校現場からロードマップの作成が必要との声が入ってくるものと想定いたしております。

現在、本町では、現場の小中学校の先生方で構成する小中連携・一貫教育推進委員会が中心となり、より本町の子供たちの実態に応じた外国語活動と中学校英語科とのつなぎを重視した教育課程の編成を目指しております。そして、実践的な研究に取り組んでいただいております。これらの研究の成果を踏まえましてロードマップを作成していきたいと考えております。ロードマップには、小中学校9年間の各段階におきまして習得すべきコミュニケーションの道具として、初歩的な英語を使うことのできる子供の育成に係る指導内容を明らかにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 森山君。

○9番（森山高広） それでは、一般質問を終わります。

○議長（西谷信夫） これで、森山高広君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は9月18日午前10時から会議を開きますので、御参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

本日は長時間大変御苦労さまでございました。

散 会 午後 3時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 西 谷 信 夫

署 名 議 員 安 本 修

署 名 議 員 弦 川 孝 治